

国立大学法人高知大学エネルギー管理規則

平成 24 年 10 月 10 日
規則 第 40 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(目的)

第 1 条 この規則は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。)に基づき、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出削減の適切かつ有効な実施(以下「エネルギー管理」という。)について定め、もってエネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「エネルギー」とは、省エネ法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

2 この規則において「温室効果ガス」とは、温対法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。

(エネルギー管理最高責任者)

第 3 条 本学にエネルギー管理最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(エネルギー管理統括者)

第 4 条 学長は、本学に省エネ法の定めるところにより、エネルギー管理統括者を置く。

2 エネルギー管理統括者は、理事(財務・労務管理担当)をもって充てる。

(エネルギー管理統括者の職務)

第 5 条 エネルギー管理統括者は、本学のエネルギー管理に関し、エネルギーの使用の合理化、温室効果ガス排出削減に関する目標を達成するための中長期的な計画の作成及びエネルギーを消費する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視等の業務を統括管理する。

2 エネルギー管理統括者は、本学のエネルギー管理に関し、年次目標及びその目標達成のために計画的に取り組むべき事項について定めた「基本計画」(以下「基本計画」という。)を作成し公表する。

(エネルギー管理企画推進者)

第 6 条 本学に、省エネ法の定めるところによりエネルギー管理企画推進者を置く。

2 エネルギー管理企画推進者は、本学の職員で省エネ法第9条第1項各号に掲げる者のうちから、学長が任命する。

(エネルギー管理企画推進者の職務)

第7条 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者の業務を補佐する。

(エネルギー管理員)

第8条 エネルギー管理統括者は、省エネ法に基づきエネルギーの管理を適切に行うため、省エネ法第12条に定める資格を有する者のうちから、特定事業者として指定された地区にエネルギー管理員を置く。

2 エネルギー管理員は、本学職員をもって充てることが困難な場合は、業務を委託することができる。

(エネルギー管理員の職務)

第9条 エネルギー管理員は、担当する地区において省エネ法第12条に定める業務を行うほか、次の業務を行う。

(1) エネルギー使用状況の把握、分析及び記録に関すること。

(2) エネルギー使用の具体的な対策・検討に関すること。

(3) その他エネルギー管理について必要と思われる事項に関すること。

2 エネルギー管理員は、省エネ法及びこの規則を遵守し、職務を誠実に行うものとする。

(エネルギー管理地区責任者)

第10条 各地区に、エネルギー管理地区責任者（以下「地区責任者」という。）を置く。

2 地区責任者は、当該地区の業務について実質的に総括する権限及び責任を有する者とし、国立大学法人高知大学財産取扱規則（以下「財産取扱規則」という。）第4条に定める財産管理役とする。

(地区責任者の職務)

第11条 地区責任者は、財産取扱規則第4条に定める区分（以下「地区区分」という。）におけるエネルギー管理を総括する。

2 地区責任者は、基本計画に基づき、担当する地区区分のエネルギー管理計画を毎年度定め、その計画を推進しなければならない。

3 地区責任者は、前項のエネルギー管理計画を定めたときは、エネルギー管理統括者に報告しなければならない。

4 地区責任者は、職員及び学生（以下「職員等」という。）に対して必要な教育活動を

行わなければならない。

(エネルギー管理責任者及びエネルギー管理担当者)

第 12 条 エネルギーを使用及び温室効果ガスを排出する地区区分にエネルギー管理責任者(以下「管理責任者」という。)及びエネルギー管理担当者(以下「管理担当者」という。)を置く。

2 管理責任者及び管理担当者は、財産取扱規則第 8 条に定める財産監守者及び財産補助監守者とする。

(管理責任者及び管理担当者の職務)

第 13 条 管理責任者は、財産管理役が定める財産監守計画に定める区分(以下「建物等区分」という。)におけるエネルギー管理を統括する。

ただし、学生寄宿舍、職員宿舎等は除くものとする。

2 管理責任者は、地区責任者の定めるエネルギー管理計画に基づき、担当する建物区分におけるエネルギー管理を統括する。

3 管理担当者は、管理責任者の指示を受け監守区域ごとのエネルギー管理を担当する。

(職員等の義務)

第 14 条 職員等は、地区責任者、管理責任者及び管理担当者の指示に従うとともに、エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出削減に努めなければならない。

(エネルギー管理標準)

第 15 条 本学におけるエネルギー管理を推進するため、各地区につきエネルギー管理標準を定める。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 10 月 10 日から施行する。

2 高知大学医学部エネルギー管理規則(平成 18 年規則第 6 号)は、廃止する。

附 則(平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 101 号)

この規則は、平成 31 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。